

平成 27 年 5 月 1 日
岸 和 田 市

中間前金払制度の運用開始について

建設業が厳しい経営環境に直面していることを踏まえ、本市では、建設工事の請負契約において、平成 27 年 5 月から中間前金払制度を導入します。

本市の工事を受注された方は、一定の条件の下で中間前金払を請求できますので、本制度を活用してください。

中間前金払制度とは

契約当初の前払金（請負金額の 4 割以内）に加え、工事の中間時点で一定の条件を満たしていれば、さらに前払金（請負金額の 2 割以内）を支払う制度です。

なお、中間前金払を請求した後は出来高払を請求することはできません。

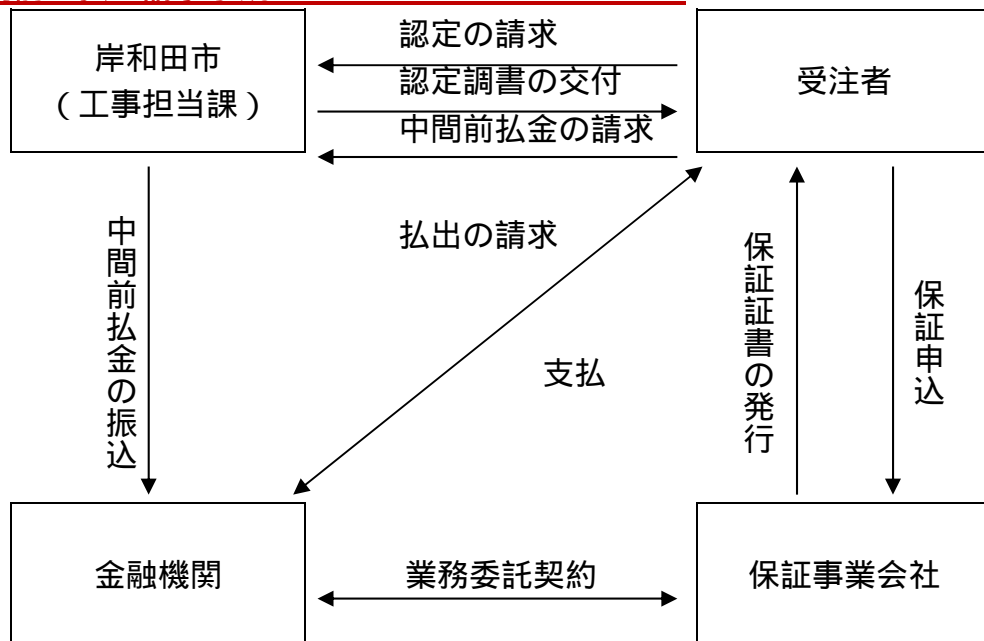
中間前金払の対象となる工事

平成 27 年 5 月 1 日以降に公告又は指名通知が行われる工事

中間前金払の認定要件

- 契約当初の前金払が行われている工事で、次の要件をすべて満たすもの
- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（工事の出来高）が請負金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
 - (4) 出来高払の請求がされていないこと。
 - (5) 地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡の承諾申請が行われていないこと。
 - (6) その他、前払金を当該工事に必要な経費以外の支払に充てていることが判明した場合等、中間前金払をすることが不適当な特別な事由がないこと。

中間前金払の請求手続



受注者は、認定請求書（様式第 1 号）及び工事履行報告書（様式第 2 号）を岸和田市（工事担当課）へ提出し、中間前金払に係る認定を請求してください。

岸和田市（工事担当課）は、要件を満たしていることを認定した場合、認定調書（様式第 3 号）を交付します。ただし、調査の結果、中間前金払をすることができる要件を満たしていると認定できないときは、認定調書を交付しません。なお、工事履行報告書の数値の根拠となる資料の提出を求めることがあります。

受注者は、交付された認定調書を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。

受注者に対し、保証事業会社より保証証書が発行されます。

受注者は、前払金請求申請書に保証証書（正・副）を添えて、岸和田市（工事担当課）へ中間前払金を請求してください。

岸和田市は、受注者の前払金預託金融機関に、中間前払金を振り込みます。

受注者は、金融機関へ払出しの請求をしてください。

受注者に対し、中間前払金が払い出されます。

前金払の限度

限度額を廃止し、前金払制度の充実を図りました。

工期が 2 年度以上にわたる契約の取扱い

各年度の予算に基づき、前金払や出来高払を行います。詳しい支払条件は担当者にお尋ねください。